

## CBI 学会 研究会細則

2012年3月2日（第0版）策定

2015年12月4日（第1版）

2016年3月24日（第2版）策定

### 第1章 総則

（本細則の目的）

第1条 CBI 学会（以下本会）の研究活動を推進することを目的として、CBI 学会執行部会（以下執行部会）のもとに研究推進委員会（以下委員会）をおく。

第2条 情報計算法学生物学の特定の研究分野に関して、本会会員相互の研鑽に役立てることを目的として、委員会のもとに研究会をおく。

（本細則の改廃）

第3条 本細則の改廃は、執行部会にて審議、決定する。

### 第2章 研究推進委員会

（委員会の任務）

第4条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

1. 研究会の年度計画の審議
2. 研究会の継続の審議
3. 研究会の新設、改廃、統合の立案
4. 上記項目の審議・立案事項の、執行部会への提案および承認取得
5. 研究会から選任される副主査、幹事および専門委員の承認
6. その他、研究会の推進に関する業務

（委員会の役員および職務）

第5条 委員会には次の役員をおく。

委員長 1名

委員 若干名

1. 委員長は、執行部会の議決を得て執行部会委員の中から本会会長が委嘱する。
2. 委員は、研究会の主査・副主査・幹事、および本会会員の中から若干名を委員長が推薦し、執行部会の承認を得て、本会会長が委嘱する。
3. 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 各役員は次の職務を負う。

1. 委員長は、委員会を招集する。原則として年1回以上開催する。
2. 委員長は、研究会が企画する研究講演会が他団体と共催される場合、その団体が本会の研究活動にふさわしいことを確認し、共催を承認する。
3. 委員は、委員会に出席し、委員会の任務を遂行する。

### 第3章 研究会

#### (研究会の任務)

第7条 研究会の任務は、以下のとおりとする。

1. 研究講演会の企画、開催
2. 講習会、研究集会の企画、開催

#### (研究会の新設および改廃・統合)

第8条 研究会の新設は、本会会員の申し出や委員会および執行部会の発案にもとづき、委員会が立案し、執行部会の承認を得て行う。

第9条 研究会の改廃・統合は、研究会主査、委員会、あるいは執行部会の発案にもとづき、委員会が立案し、執行部会の承認を得て行う。

第10条 研究会の継続は、新設後は4年目、以後は2年目ごとに委員会の審議を得て、執行部会の承認を得て行う。

#### (研究会の役員および職務)

第11条 研究会には次の役員をおく。

主査 1名  
副主査 若干名  
幹事 若干名  
専門委員 若干名

1. 主査は、本会会員ならびに本会法人登録個人会員の中より選任し、執行部会の承認を得て、会長が委嘱する。
2. 副主査、幹事および専門委員は、本会会員ならびに本会法人登録個人会員の中より選任し、委員会の承認を経て、主査が委嘱する。
3. 主査、副主査、幹事、専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 各役員は次の職務を負う。

1. 主査は、年度計画を立案し、委員会の審議を得て、執行部会の承認を得なくてはならない。研究会の年度は4月から翌年の3月までとする。
2. 主査は、研究会を代表し、研究会の運営を司る。
3. 主査は、研究会の会員の入退会の承認と除名の決定を行う。

4. 副主査は、主査を補佐し、主査の委嘱により主査を代行する。
5. 幹事は、研究会の運営に携わる。
6. 専門委員は、研究会における特定の専門事項の研究活動推進の任務を負う。

(研究会の会員)

第13条 研究会の会員は、本会の会員であることが基本であるが、主査が本会会員相互の研鑽に必要と認めた者であれば、本会の会員である必要はない。

第14条 研究会の会員は、研究会の会員に限定公開される研究講演会、研究集会に参加することができる。

(研究会が企画、開催する研究講演会および研究集会)

第15条 研究講演会ならびに研究集会は本会会員に公開することを基本とするが、主査が研究会の会員に限定公開とした場合はその限りではない。

第16条 研究講演会を他団体と共催する場合は、委員長の承認を必要とする。

以上